㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、生めん類の包装又は容器に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 ⑴・⑵　（略） ２　事業者は、冷凍めんの包装又は容器に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ３　事業者は、アレルギー物質を含む食品に係る表示を行う場合は、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）及び食品衛生法第19条第１項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号）に基づく表示基準により表示しなければならない。	（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、生めん類の包装又は容器に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。 ⑴・⑵　（略） ２　事業者は、冷凍めんの包装又は容器に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ３　事業者は、アレルギー物質を含む食品に係る表示を行う場合は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に基づく表示基準により表示しなければならない。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

九　豆乳類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２　（略） ３　アレルギー物質を含む食品に係る表示を行う場合は、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「表示基準府令」という。）第１条第２項第６号及び第７号の規定に基づき表示しなければならない。 ４　（略）	（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２　（略） ３　アレルギー物質を含む食品に係る表示を行う場合は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ハ及びトの規定に基づき表示しなければならない。 ４　（略）
（特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、豆乳類の取引に関する事項について、次の各号に掲げる事項又は用語を表示する場合においては、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　（略） ⑵　特定保健用食品並びに栄養機能食品である旨の表示 表示基準府令の規定に基づき表示する。 ⑶～⑻　（略）	（特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、豆乳類の取引に関する事項について、次の各号に掲げる事項又は用語を表示する場合においては、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　（略） ⑵　特定保健用食品並びに栄養機能食品である旨の表示 食品衛生法施行規則の規定に基づき表示する。 ⑶～⑻　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○外務省告示第三百四十五号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第五号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

平成二十四年十月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

旅券番号	発行年月日	失効年月日
B3202174	2000. 02. 23	2001. 07. 27
MA3504243	2007. 10. 26	2012. 09. 24
MA3510682	2010. 06. 17	2012. 09. 05
MA3515358	2012. 05. 08	2012. 09. 18
MA8674325	2011. 06. 14	2012. 09. 20
MB3563433	2012. 02. 10	2012. 09. 26
MS2515143	2007. 09. 20	2012. 09. 11
MS2584740	2007. 09. 19	2012. 09. 14
MS2584920	2007. 09. 21	2012. 09. 10
MS2586068	2007. 09. 05	2012. 09. 05
MS2595387	2007. 10. 05	2012. 09. 25
MS2607217	2007. 10. 04	2012. 09. 06
MS2607395	2007. 10. 09	2012. 09. 26
MS2613203	2007. 09. 28	2012. 09. 06
MS2614723	2007. 10. 25	2012. 09. 13
MS2621132	2007. 10. 10	2012. 09. 07
MS2621801	2007. 10. 15	2012. 09. 05
MS2622717	2007. 10. 22	2012. 09. 04
MS2623782	2007. 09. 06	2012. 09. 03
MS2626389	2007. 10. 24	2012. 09. 10
MS2635684	2007. 10. 03	2012. 09. 03
MS2638509	2007. 10. 23	2012. 09. 20
MS2642550	2007. 10. 18	2012. 09. 04
MS2655176	2007. 09. 14	2012. 09. 03
MS2674239	2007. 10. 03	2012. 09. 19
MS2675464	2007. 11. 07	2012. 09. 13
MS2693326	2007. 09. 10	2012. 09. 06
MS2694310	2007. 09. 28	2012. 09. 03
MS2720148	2007. 10. 01	2012. 09. 25
MS2735193	2007. 10. 04	2012. 09. 20
MS2738953	2007. 10. 18	2012. 09. 04
MS2752095	2007. 10. 29	2012. 09. 11
MS2753599	2007. 11. 26	2012. 09. 03
MS2761850	2007. 11. 02	2012. 09. 13
MS2763133	2007. 11. 08	2012. 09. 19
MS2770523	2007. 11. 06	2012. 09. 12
MS2773229	2007. 12. 10	2012. 09. 12
MS2775628	2007. 11. 07	2012. 09. 13
MS2777870	2007. 10. 23	2012. 09. 11
MS2778820	2007. 10. 31	2012. 09. 18
MS2781052	2007. 11. 21	2012. 09. 18
MS2785338	2007. 11. 12	2012. 09. 25
MS2788220	2007. 11. 19	2012. 09. 14
MS2788589	2007. 11. 21	2012. 09. 13
MS2789340	2007. 11. 29	2012. 09. 21
MS2792613	2007. 12. 10	2012. 09. 11
MS2800421	2007. 11. 02	2012. 09. 05
MS2811000	2007. 11. 19	2012. 09. 12
MS2830782	2007. 11. 13	2012. 09. 19
MS2831722	2007. 11. 20	2012. 09. 24
MS2832239	2007. 11. 27	2012. 09. 03
MS2836265	2007. 11. 12	2012. 09. 18
MS2839528	2007. 11. 05	2012. 09. 18
MS2842783	2007. 12. 07	2012. 09. 13
MS2854124	2007. 12. 21	2012. 09. 12
MS2862716	2007. 11. 08	2012. 09. 25
MS2863135	2007. 11. 19	2012. 09. 06
MS2865864	2007. 11. 13	2012. 09. 13
MS2865893	2007. 11. 14	2012. 09. 10
MS2866475	2007. 12. 07	2012. 09. 25
MS2869696	2007. 11. 12	2012. 09. 11